久留米市市民活動サポートセンター みんくる 施設使用申請に関するチェックシート

【 事業者（営利法人・営利組織）による 社会貢献・地域貢献・非営利公益活動の取り組みについて 】

久留米市市民活動サポートセンター みんくるは、市民活動・NPO・地域コミュニティ・ソーシャルビジネスによる「協働のまちづくり」のために、2005年に誕生した公設民営のサポートセンターです。

使用許可について

当センターでは、**多様な協働のカタチを活かし社会貢献・地域貢献・非営利公益活動へ取り組むことを要件にした事業者・営利法人・営利組織には、**市民公益活動団体・NPO法人等と同じく、会議室・セミナー室・交流スペースの貸出し、作業室での印刷機使用等の支援を行っています。
施設の利用には、事前調査票等の提出・施設使用許可申請が必要です。

使用要件

使用の際はチェックシートを確認いただき、「久留米市市民活動サポートセンター施設使用許可申請書」に非営利公益活動の実績に関する資料・報告書等を添付し、ご提出ください。
当センター施設の利用には、チェックシートの要件をすべて満たす必要があります。

※ 久留米市市民活動を進める条例・久留米市市民活動サポートセンター条例・同条例施行規則に基づき、使用許可の要件を定めています。

▼ 要件を満たす項目にチェック☑を入れてください

☐ 社会的な課題解決を目指した社会貢献・地域貢献を非営利活動として取り組む事業であること。
※ 営利法人・営利組織が当センターを利用する際には、
その活動における非営利性を保つため、非営利活動の内容がわかる事業名や実施名を使用すること。
（ 例 ）事業名：●●株式会社 地域貢献事業チーム / 活動内容 ： ●●校区連携に関する会議

☐ 営利を目的としない活動であること。
※ 当活動で得た利益を構成員・関係者で分配せず、
社会貢献・地域貢献活動・非営利公益活動の目的を達成するための費用に充てること。
※ 社会貢献・地域貢献活動事業の財務会計環境・情報管理体制が整っていること。
（ 例 ）勘定科目：社会貢献活動費・地域活動費 / 非営利活動の収支が主事業（営利事業）と区別できる

☐ 不特定多数のものの利益の増進を目的とした公益的な活動であること。
（ 例 ）誰もが参加・参画・協力できる催事 ・ 会議 ・ 研修 ・ 講座 など / 特定の個人・組織の利益増進を目的としないもの

☐ 団体所在地が久留米市 または 主に久留米市内で活動している事業者であること。

☐ 宗教活動、政治活動・選挙活動 及び 公序良俗に反する活動でないこと。

☐ 活動の構成員となるための資格、条件、入会や退会に関して、不当な条件を付していないこと。

☐ 暴力団 または 暴力団員と密接な関係を有する団体・その構成員の統制の下にある団体でないこと。

非営利公益活動の実績に関する資料・報告書等の公開・提出について

☐ 非営利公益活動に関する資料・報告書等を毎事業年度作成し、広く公開するとともに当センターにも提出すること。

令和　　年　　月　　日

事業者名　　代表者名

非営利活動事業名など